

平成28年度保育園入園案内 10月～3月分 (0歳児～5歳児)

平成28年度10月から3月までの保育園の入園受け付けを次のとおり行います。入園を希望される方は入所申込書などを提出してください。

■入園の基準

保護者が次の理由のいずれかに該当するため、家庭保育ができない児童（自由契約児の受け付けは行いません。）

- ①常勤、非常勤または農業など家庭外の仕事をしている。（月60時間以上従事していること。その他条件あり）
- ②自営、内職など家庭内の仕事をしている。（月60時間以上従事していること。内職は3歳児以上のみ。その他条件あり）
- ③母親の出産前、出産後（出産（予定）月を中心に前後2カ月までの期間）
- ④病気または心身に障がいがある。
- ⑤長期にわたり病気または心身に障がいのある親族（同居）の介護に当たっている。
- ⑥火災またはその他の災害の復旧に当たっている。
- ⑦学校または資格取得のために就学する。
- ⑧育児休業中であるが28年度中に復帰する。（3歳児～5歳児のみ）

※ 就労を理由とする0歳～2歳の入園については、保護者が各自で社会保険に加入している必要があります（自営・農業については別条件となります。）。また、同居する65歳未



満の祖父母の就労などの状況により、優先度を調整します。

※ 就業日数や時間数などの詳しい基準は、保育所入所申込書と同時に配布する入所申込案内や子育て支援課ホームページでご確認ください。

■申し込み方法

子育て支援課で6月15日（水）から配布する入所申込書に必要事項を記入し、必要書類と併せて提出してください。

■受付場所 子育て支援課

■受付期間 7月12日（火）～7月14日（木）の午前8時30分～午後5時15分

※ 上記期間後も受け付けをしますが、優先順位が下がりますのでご承知おきください。

■入園の調整・決定

保育の必要性の高い児童から入園の調整を行います。入園の決定は入園希望月のおおむね1カ月前に実施する面接・健康診断などの結果を踏まえて行います。

■その他

提出書類に不備や不足がある場合は受け付けをすることができません。

■問い合わせ先

子育て支援課 ☎(48)1111（内1123・1124）

